

川崎市税公告第 98 号

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号。以下「条例」という。）
第 10 条の 2 第 1 項（災害等による期限の延長）の規定に基づく令和元年川崎
市税公告第 109 号において、別途公告することとしている期日（地方税法
（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類
の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限
のうち、法人の市民税に係るものについては、令和 2 年 8 月 31 日とします。

令和 2 年 7 月 8 日

川崎市長 福田 紀彦

